

社会福祉法人本巢市社会福祉協議会理事会運営規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人本巢市社会福祉協議会（以下「この法人」という。）定款第25条に規定する理事会の適法かつ円滑適切な運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(構成)

第2条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(種類及び開催)

第3条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎事業年度2回以上開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一つに該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって、召集の請求があったとき。

(3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の召集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が召集したとき。

(4) 監事から理事長に召集の請求があったとき又は監事が召集したとき。

(召集権者)

第4条 理事会は会長が召集する。ただし、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が召集する。

2 前条第3項第3号による場合はその請求した理事が、前条第3項第4号後段による場合は監事が召集する。

3 会長は前条第3項第2号又は前条第3項第4号前段に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を召集しなければならない。

4 理事全員が改選された直後の理事会は、各理事がこれを召集することができる。

(召集の手続き)

第5条 理事会を召集するときは、理事会開催日の1週間前までに、理事及び監事（以下「役員」という。）に対して召集通知を発しなければならない。

2 前項の召集通知は、会議の日時、場所及び目的事項を記した書面を持って行うものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、役員全員の同意があるときは、召集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第6条 理事会に議長を置き、理事会開催の都度、出席した理事のうちから互選する。

(出席状況の報告)

第7条 議長は開会を宣言した後、議事に入る前に役員の出席状況を報告しなければならない。

2 前項の報告は、この法人の事務局職員をして行わせることができる。

(定足数)

第8条 理事会は、議決に加わることができる理事の過半数の出席がなければ開催することができない。

(議題の付議)

第9条 議長は、あらかじめ招集通知に記載された順序に従い議題を付議する。ただし、理由を述べてその順序を変更することができる。

2 議長は、複数の議題又は議案を一括して付議することができる。

(理事等の報告又は説明)

第10条 議長は、議題を付議した後、理事又は監事に対し、当該議題に関する事項の報告又は議案の説明を求めるものとする。この場合、理事は議長の許可を得た上で、事務局職員等の補助者に報告又は説明をさせることができる。

(決議)

第11条 理事会の決議は、法令又は定款に特別の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の裁決するところによる。

2 前項の決議について、特別の利害関係を有する理事は、その議決に加わることができない。

(決議の省略)

第12条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の議決があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りではない。

(採決の方法)

第13条 議長は、議案について質疑及び討論が尽くされたと認めるときは、審議終了を宣言し、採決を行うものとする。

2 議長は、一括して付議した議題については、一括して採決することができる。

3 議長は、採決について、賛否を確認できるいかなる方法によることもできる。

4 議長は、採決が終了したときは、その結果を理事会に宣言しなければならない。

(監事の出席)

第14条 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べなければならない。

(関係者の出席)

第15条 理事会が必要と認めるときは、議事に関係を有する者の出席を求めて、その意見又は説明を徴することができる。

(延期又は続行)

第16条 理事会を延期又は続行する場合は、理事会の決議による。

- 2 前項の場合、延会又は継続会の日時及び場所について決議しなければならない。ただし、その決議を議長に一任することができる。
- 3 前項ただし書きの場合、議長は、決定した日時及び場所を速やかに役員に通知しなければならない。
- 4 延会又は継続会の日は、当初の理事会の日より2週間以内の日としなければならない。

(閉会)

第17条 議長は、全ての議事を終了したとき又は延期若しくは続行が決議されたときは、閉会を宣言する。

(議事録)

第18条 理事会の議事については、法令で定めるところにより書面又は電磁的記録をもって議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項を記載又は記録して、会長及び監事が記名押印しなければならない。
- 3 前項の議事録は、会議の日から10年間、この法人の主たる事務所に備え置かなければならない。

(権限)

第19条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 評議員会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
 - (2) 規程の制定、廃止又は改正に関する事項
 - (3) 前2号に定めるもののほか、この法人の業務執行の決定
 - (4) 理事の職務の執行の監督
 - (5) 会長、副会長及び常務理事の選定及び解職
- 2 理事会は、次に掲げる事項及びその他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することはできない。
- (1) 重要な財産の処分及び譲り受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 重要な役割を担う職員の選任及び解任
 - (4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
 - (5) 内部管理体制（理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他この法人の業務の適性を確保するために必要な法令で定める体制をいう。）の整備
 - (6) 役員又は評議員がその職務を怠ったため、この法人が損害を受けたときの損害賠償責任の免除
 - (7) その他の重要な業務執行の決定

(報告事項)

第20条 会長及び常務理事は、毎会計年度に4月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

- 2 監事は、理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は

法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを理事会に報告しなければならない。

(補則)

第21条 この規程に定めるもののほか、理事会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(改廃)

第22条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。